

平成 26 年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等
に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果

目 次

調査の概要	1
調査結果	
1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等	
1-1 市町村における対応状況等	
(1) 相談・通報対応件数	2
(2) 相談・通報者	2
(3) 事実確認の状況	3
(4) 虐待の発生要因	4
(5) 過去の指導等	4
(6) 都道府県への報告	4
1-2 都道府県における対応状況等	
(1) 市町村から都道府県へ報告があった事例	5
(2) 都道府県が直接把握した事例	5
1-3 虐待の事実が認められた事例について	
(1) 虐待の事実が認められた事例の件数	6
(2) 施設・事業所の種別	6
(3) 虐待の内容	7
(4) 被虐待高齢者の状況	9
(5) 虐待を行った養介護施設従事者等の状況	10
(6) 虐待の事実が認められた事例への対応状況	11
2. 養護者による高齢者虐待についての対応状況等	
(1) 相談・通報対応件数	13
(2) 相談・通報者	13
(3) 事実確認の状況	14
(4) 事実確認調査の結果	14
(5) 虐待の発生要因	15
(6) 虐待の内容	16
(7) 被虐待高齢者の状況	17
(8) 虐待を行った養護者（虐待者）の状況	20
(9) 虐待の事実が認められた事例への対応状況	21
(10) 虐待等による死亡事例	22
3. 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について	23
4. クロス集計等分析結果表等	25-34

調査の概要

【調査目的】

平成 26 年度における養護者及び養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応状況等を把握することにより、より効果的な施策の検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査方法】

全国 1,741 市町村(特別区を含む。)及び 47 都道府県を対象に、平成 26 年度中に新たに相談・通報があった高齢者虐待に関する事例、及び平成 25 年度に相談・通報があり、平成 26 年度において事実確認や対応を行った事例について、主として以下の項目の質問で構成されるアンケートを行った。

1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待
 - (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
 - (2) 事実確認の状況と結果
 - (3) 虐待があった施設等の種別、虐待の種別・類型、被虐待高齢者の状況、行政の対応等
2. 養護者による高齢者虐待
 - (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
 - (2) 事実確認の状況と結果
 - (3) 虐待の種別・類型
 - (4) 被虐待高齢者の状況
 - (5) 虐待への対応策
3. 高齢者虐待対応に関する体制整備の状況
4. 虐待等による死亡事例の状況

「3 高齢者虐待対応に関する体制整備の状況」において、今年度新たに調査項目を4グループ(「広報・普及啓発」「ネットワーク構築」「行政機関連携」「相談・支援」)に分類し、その実施状況について把握した。(24 ページ)

【用語解説】

「養介護施設従事者等」とは

- ・「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者

「養介護施設」とは

- ・老人福祉法に規定される老人福祉施設(地域密着型施設も含む)、有料老人ホーム
- ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域包括支援センター

「養介護事業」とは

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

「養護者」とは

「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」であり、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当する。

【留意事項】

割合(%)は四捨五入しているので、内訳の合計が 100%に合わない場合がある。

調査結果

1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

1-1 市町村における対応状況等

(1) 相談・通報対応件数(表 1、表 2)

平成 26 年度、全国の 1,741 市町村(特別区を含む。)で受け付けた養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、1,120 件であった。平成 25 年度は 962 件であり、158 件(16.4%)増加した。

表 1 相談・通報件数

	26 年度	25 年度	増減
件数	1,120	962	158(16.4%)

表 2 都道府県別にみた養介護施設従事者等による虐待に関する市町村への通報件数(平成 26 年度内)

北海道	82	東京都	82	滋賀県	15	香川県	15
青森県	7	神奈川県	63	京都府	9	愛媛県	17
岩手県	0	新潟県	32	大阪府	127	高知県	22
宮城県	7	富山県	16	兵庫県	90	福岡県	32
秋田県	6	石川県	9	奈良県	17	佐賀県	18
山形県	10	福井県	8	和歌山県	18	長崎県	13
福島県	12	山梨県	4	鳥取県	4	熊本県	12
茨城県	9	長野県	18	島根県	5	大分県	30
栃木県	6	岐阜県	11	岡山県	19	宮崎県	25
群馬県	13	静岡県	17	広島県	32	鹿児島県	9
埼玉県	48	愛知県	39	山口県	20	沖縄県	17
千葉県	40	三重県	13	徳島県	2	合計	1,120

(2) 相談・通報者(表 3)

相談・通報者の内訳は、相談通報者の合計 1,308 人に対して、「当該施設職員」が 24.0%と最も多く、次いで「家族・親族」が 18.9%、「当該施設管理者等」が 11.9%、「当該施設元職員」が 11.3%であった。なお、「本人による届出」は 2.1%であった。

※ 1 件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は相談・通報件数 1,120 件と一致しない。

表 3 相談・通報者内訳(複数回答)

	本人による届出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	当該施設管理者等	(医師を含む) 医療機関従事者	介護支援専門員	介護相談員
人数	28	247	314	148	155	38	56	15
割合(%)	2.1	18.9	24.0	11.3	11.9	2.9	4.3	1.1

(続き)

	地域包括支援センター職員	社会福祉協議会職員	国民健康保健団体連合会	都道府県	警察	その他	不明(匿名を含む)	合計
人数	44	6	4	35	14	130	74	1,308
割合(%)	3.4	0.5	0.3	2.7	1.1	9.9	5.7	100.0

(3) 事実確認の状況(表 4～表 6)

平成 26 年度において「事実確認調査を行った事例」は 1,039 件、「事実確認調査を行わなかった事例」は 132 件であった。「事実確認調査を行った事例」のうち、虐待の「事実が認められた事例」が 294 件、虐待の「事実が認められなかった事例」が 433 件、虐待の「判断に至らなかった事例」が 312 件であった。

一方、事実確認調査を行わなかった事例の 132 件について、その理由は、相談・通報を受理した段階で、明らかに「虐待ではなく、調査不要と判断した事例」が 33 件、後日、「調査を予定している又は検討中の事例」が 36 件、「都道府県へ調査を依頼」が 4 件、「その他」が 59 件であった。

なお、相談・通報の受理から事実確認開始までの期間の中央値は、回答のあった 985 件では 6 日であり、相談・通報の受理から虐待確認までの期間の中央値は、回答のあった 249 件では 12 日であった。

表 4 相談・通報に関する事実確認の状況

	件数	割合(%)	
		(うち平成 26 年度内に通報・相談)	(うち平成 25 年度以前に通報・相談)
事実確認調査を行った事例	1,039	(988)	(51)
虐待の事実が認められた事例	294	(282)	(12)
虐待の事実が認められなかった事例	433	(405)	(28)
判断に至らなかった事例	312	(301)	(11)
事実確認調査を行わなかった事例	132	(132)	(0)
虐待ではなく調査不要と判断した事例	33	(33)	(0)
調査を予定している又は検討中の事例	36	(36)	(0)
都道府県へ調査を依頼した事例	4	(4)	(0)
その他	59	(59)	(0)
合 計	1,171	(1,120)	(51)

表 5 相談・通報の受理から事実確認開始までの期間

	0 日	1 日	2 日	3～6 日	7～13 日	14～20 日	21～27 日	28 日以上	合計
件数	232	100	43	143	157	89	60	161	985

中央値 6 日

表 6 相談・通報の受理から虐待確認までの期間

	0 日	1 日	2 日	3～6 日	7～13 日	14～20 日	21～27 日	28 日以上	合計
件数	40	18	10	31	28	20	22	80	249

中央値 12 日

(4) 虐待の発生要因(表 7)

虐待の発生要因として最も多かったのは「教育・知識・介護技術等に関する問題」で、次いで「職員のストレスや感情コントロールの問題」、「虐待を行った職員の性格や資質の問題」であった。

表 7 虐待の発生要因(複数回答)

内容	件数	割合(%)
教育・知識・介護技術等に関する問題	184	62.6
職員のストレスや感情コントロールの問題	60	20.4
虐待を行った職員の性格や資質の問題	29	9.9
倫理感や理念の欠如	20	6.8
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	17	5.8
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	15	5.1
その他	3	1.0

(注)回答のあった 294 件の事例を集計。

(5) 過去の指導等(表 8)

虐待があった施設・事業所のうち、およそ 4 分の 1 が過去に何らかの指導等を受けていた。多くはサービス提供に係る指導であったが、過去にも虐待事例が発生していたケースが 4 件あった。

表 8 当該施設等への過去の指導等の有無

		件数	割合(%)
なし・不明		221	73.7
あり		79	26.3
(複数回答)	虐待歴あり	(4)	(5.1)
	過去に虐待に関する通報等対応あり	(2)	(2.5)
	苦情対応あり	(11)	(13.9)
	事故報告あり	(1)	(1.3)
	指導あり	(59)	(74.7)
	その他	(4)	(5.1)
合計		300	100.0

(6) 都道府県への報告(表 9)

養介護施設従事者等による高齢者虐待に関して、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(以下「法」という。)第 22 条及び同法施行規則第 1 条の規定により、通報又は届出を受けた市町村は、当該通報又は届出に係る事実確認を行った結果、養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合に、当該養介護施設等の所在地の都道府県へ報告しなければならないこととされている。

事実確認を行った事例 1,039 件のうち、307 件の事例について市町村から都道府県へ報告があった。報告の理由は、「虐待の事実が認められた」が 294 件、「都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある」が 13 件であった。

表 9 養介護施設従事者等による虐待に関する市町村から都道府県への報告

市町村から都道府県への報告	307 件
虐待の事実が認められた	294 件
都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある(表 10)	13 件

1-2 都道府県における対応状況等

(1) 市町村から都道府県へ報告があった事例(表 10)

市町村から「都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある」と報告があった事例 13 件について事実確認調査をした結果、「虐待の事実が認められた事例」が 3 件、「虐待の判断に至らなかった事例」が 9 件、「後日調査予定、又は調査の可否を検討中の事例」が 1 件であった。

表 10 市町村から報告された事例への都道府県の対応

都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある事例	13 件
虐待の事実が認められた事例	3 件
虐待ではないと判断した事例	0 件
虐待の判断に至らなかった事例	9 件
後日調査予定、又は調査の可否を検討中の事例	1 件

(2) 都道府県が直接把握した事例(表 11)

市町村から報告があったもの以外に、都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例が 16 件あり、都道府県が事実確認を行った結果、「虐待の事実が認められた事例」が 3 件、「虐待ではないと判断した事例」が 7 件、「虐待の判断に至らなかった事例」が 5 件、「事実確認を行わなかった事例」が 1 件であった。

表 11 都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例における事実確認状況及びその結果

都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例	16 件
事実確認により虐待の事実が認められた事例	3 件
事実確認により虐待ではないと判断した事例	7 件
事実確認を行ったが、虐待の判断に至らなかった事例	5 件
後日、事実確認調査を予定している又は可否を検討中の事例	0 件
事実確認を行わなかった事例	1 件

1-3 虐待の事実が認められた事例について

(1) 虐待の事実が認められた事例の件数(表 12、表 13)

虐待の事実が認められた事例は、市町村から都道府県へ報告があった事例が 294 件(表 9)、都道府県と共同して事実確認を行った事例が 3 件(表 10)、都道府県が直接把握した事例が 3 件(表 11)であり、これらを合わせた総数は 300 件であった(表 12)。これを都道府県別にみると表 13 のとおりである。

表 12 虐待の事実が認められた事例件数

区分	市町村から都道府県 へ報告があった事例	都道府県と共同して事 実確認を行った事例	都道府県が直接把握し た事例	合計
26 年度	294	3	3	300
25 年度	214	0	7	221
増減	80(37.4%)	3(皆増)	△4(△57.1%)	79(35.7%)

表 13 都道府県別にみた養介護施設従事者等による虐待の事実が認められた事例の件数(平成 26 年度内)

北海道	24	東京都	30	滋賀県	1	香川県	2
青森県	6	神奈川県	19	京都府	2	愛媛県	6
岩手県	0	新潟県	11	大阪府	18	高知県	6
宮城県	1	富山県	4	兵庫県	20	福岡県	15
秋田県	2	石川県	3	奈良県	4	佐賀県	5
山形県	2	福井県	2	和歌山県	4	長崎県	2
福島県	2	山梨県	1	鳥取県	0	熊本県	7
茨城県	1	長野県	5	島根県	3	大分県	4
栃木県	2	岐阜県	3	岡山県	8	宮崎県	7
群馬県	2	静岡県	8	広島県	10	鹿児島県	1
埼玉県	10	愛知県	16	山口県	2	沖縄県	3
千葉県	11	三重県	3	徳島県	2	合計	300

以下、虐待の事実が認められた 300 件の事例を対象に、施設・事業所の種別、虐待の種別、虐待を受けた高齢者及び虐待を行った養介護施設従事者等の状況等について集計を行った。

(2) 施設・事業所の種別(表 14)

「特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)」が 31.7%と最も多く、次いで「有料老人ホーム」が 22.3%、「認知症対応型共同生活介護(グループホーム)」が 13.3%、「介護老人保健施設」が 11.7%の順であった。

表 14 当該施設・事業所の種別

	ホーム 特別養護老人	施設 介護老人保健	設 介護療養型医療施	共同 認知症対応型 生活介護	有料老人ホーム	(内訳)		小規模多機能型 居宅介護等
						住宅型	介護付き	
件数	95	35	3	40	67	(32)	(35)	10
割合(%)	31.7	11.7	1.0	13.3	22.3	(10.6)	(11.7)	3.3

(続き)

	軽費老人ホーム	養護老人ホーム	短期入所施設	訪問介護等	通所介護等	居宅介護支援等	その他	合計
件数	2	4	14	9	11	2	8	300
割合(%)	0.7	1.3	4.7	3.0	3.7	0.7	2.7	100.0

(3) 虐待の内容

虐待の内容について、被虐待高齢者が特定できなかった 13 件を除く 287 件の事例を対象に集計を行った。なお、1 件の事例に対し被虐待高齢者が複数の場合があるため、287 件の事例に対し被虐待高齢者の総数は 691 人であった。

ア. 虐待の種別(表 15)

虐待の種別(複数回答(※1))は、「身体的虐待」が 63.8%と最も多く、次いで「心理的虐待」が 43.1%、「経済的虐待」が 16.9%、「介護等放棄」が 8.5%であった。

※1 1人の被虐待高齢者に対し複数の種別がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待高齢者の総数 691 人と一致しない。

表 15 虐待の種別(複数回答)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
人数	441	59	298	18	117
割合(%)	63.8	8.5	43.1	2.6	16.9

(注)割合は、被虐待高齢者が特定できなかった 13 件を除く 287 件における被虐待者の総数 691 人に対するもの。

(参考)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
人数	441	59	298	18	39
割合(%)	71.9	9.6	48.6	2.9	6.4

(注)施設において多数の高齢者(79 人)の預かり金詐欺で、一人当たりの被害額が軽微な事案(1件)について、高齢者の属性及び虐待の態様が不明であるため、これを便宜的に 1 人と見なした場合。

割合は、上記の見なし後の被虐待者総数(613 人)に対するもの。以降の表も同様の処理とする。

【参考】虐待の具体的内容(主なもの)

種別	内容
身体的虐待	暴力的行為 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずが高齢者を乱暴に扱う行為 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束
介護等放棄	必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為 高齢者の権利を無視した行為またはその行為の放置
心理的虐待	威嚇的な発言、態度 侮辱的な発言、態度 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為 羞恥心の喚起
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること 高齢者をしてわいせつな行為をさせること
経済的虐待	金銭を借りる 着服・窃盗 不正使用

イ. 身体的虐待に該当する身体拘束の有無(表 16)

「身体拘束あり」が 39.0%、「身体拘束なし」が 61.0%であった。

表 16 虐待に該当する身体拘束の有無

身体拘束 あり	身体拘束 なし	合計
239 人 (39.0%)	374 人 (61.0%)	613 人 (100.0%)

(注)被虐待高齢者が特定できなかった 13 件を除く 287 件の事例を集計。

ウ. 虐待の程度(深刻度)(表 17)

5段階評価で最も軽い「1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等」が 41.6%である一方、最も重い「5-生命・身体・生活に関する重大な危険」は 1.6%であった。

表 17 虐待の程度(深刻度)

虐待の程度(深刻度)	人数
1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等	255 (41.6%)
2	132 (21.5%)
3-生命・身体・生活に著しい影響	130 (21.2%)
4	86 (14.0%)
5-生命・身体・生活に関する重大な危険	10 (1.6%)
合計	613 (100.0%)

(注)被虐待高齢者が特定できなかった 13 件を除く 287 件の事例を集計。

エ. 虐待による死亡事例

被虐待高齢者の死亡事例はなかった。

(4)被虐待高齢者の状況

被虐待高齢者の性別、年齢階級、要介護状態区分及び認知症日常生活自立度、障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)について、被虐待高齢者が特定できなかった13件を除く287件の事例を対象に集計を行った。なお、1件の事例に対し被虐待高齢者が複数の場合があるため、287件の事例に対し被虐待高齢者の総数は613人であった。

ア. 性別(表 18)

「男性」が30.2%、「女性」が69.7%と、全体の約7割が「女性」であった。

表 18 被虐待高齢者の性別

男性	女性	不明等	合計
185 人 (30.2%)	427 人 (69.7%)	1 人 (0.2%)	613 人 (100.0%)

(注)被虐待高齢者が特定できなかった13件を除く287件の事例を集計。

不明等の1人は、前述の高齢者(79人)の預かり金詐欺で、一人当たりの被害額が軽微な事案について、高齢者の属性及び虐待の態様が不明であるため、これを便宜的に1人と見なした事案。

(参考)

介護保険3施設における被虐待高齢者の性別

男性	女性	合計
37 人 (28.2%)	94 人 (71.8%)	131 人 (100.0%)

介護保険3施設における入所者の性別

男性	女性	合計
179,992 人 (22.5%)	620,059 人 (77.5%)	800,051 人 (100.0%)

(資料)平成25年介護サービス施設・事業所調査(詳細票編・介護保険施設・介護保険施設の利用者)

イ. 年齢(表 19)

「85～89歳」が21.9%と最も多く、次いで「80～84歳」が18.6%、「90～94歳」が15.7%、「75～79歳」が13.9%であった。

表 19 被虐待高齢者の年齢

	65歳未満 障害者	65～ 69	70～ 74	75～ 79	80～ 84	85～ 89	90～ 94	95～ 99	100歳 以上	不明	合計
人数	19	22	43	85	114	134	96	42	8	50	613
割合(%)	3.1	3.6	7.0	13.9	18.6	21.9	15.7	6.9	1.3	8.2	100.0

(注)被虐待高齢者が特定できなかった13件を除く287件の事例を集計。「65歳未満障害者」は、平成24年10月から施行された障害者虐待防止法により、高齢者虐待防止法が改正され、被虐待高齢者の対象となったもの。

ウ. 要介護状態区分及び認知症日常生活自立度(表 20～表 22)

「要介護5」が29.2%と最も多く、次いで「要介護4」が29.0%、「要介護3」が22.3%であり、合わせて「要介護3以上」が80.6%と8割を占めた。また、「認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上」の者は77.3%、「要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)A以上は95.3%であった。

表 20 被虐待高齢者の要介護状態区分

要介護度	人数	割合(%)
自立	1	0.2
要支援 1	3	0.5
〃 2	3	0.5
要介護 1	19	3.1
〃 2	54	8.8
〃 3	137	22.3
〃 4	178	29.0
〃 5	179	29.2
不明	39	6.4
合計	613	100.0
(再掲)要介護 3 以上	(494)	(80.6)

(注) 被虐待高齢者が特定できなかった 13 件を除く 287 件の事例を集計

表 21 認知症日常生活自立度

認知症日常生活自立度	人数	割合(%)
自立又は認知症なし	18	2.9
認知症日常生活自立度 I	20	3.3
〃 II	85	13.9
〃 III	184	30.0
〃 IV	59	9.6
〃 M	27	4.4
認知症はあるが自立度不明	119	19.4
認知症の有無が不明	101	16.5
合計	613	100.0
(再掲)自立度 II 以上(※)	(474)	(77.3)

(注)被虐待高齢者が特定できなかった 13 件を除く 287 件の事例を集計。「認知症はあるが自立度不明」には、「自立度 II 以上」のほか、「自立度 I」が含まれている可能性がある。
(※)自立度 II、III、IV、M、認知症はあるが自立度不明の人数の合計

表 22 要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)

	人数(人)	割合(%)
自立	6	1.5
日常生活自立度(寝たきり度) J	13	3.2
〃 A	108	26.6
〃 B	146	36.0
〃 C	133	32.8
不明	207	—
合計	613	100.0
(再掲)日常生活自立度(寝たきり度) A 以上	(387)	(95.3)

(注)被虐待高齢者が特定できなかった 13 件を除く 287 件の事例を集計。割合は、不明 207 人を除いた 406 人に対するもの。

(5) 虐待を行った養介護施設従事者等(虐待者)の状況

虐待者の年齢、職種及び性別について、施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった等の 44 件を除く 256 件の事例を対象に集計を行った。なお、1 件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、256 件の事例に対し虐待者の総数は 328 人であった。

ア. 年齢(表 23)

「30 歳未満」が 22.0%と最も多く、次いで「40～49 歳」「30～39 歳」がそれぞれ 19.2%、「50～59 歳」が 12.5%であった。

表 23 虐待者の年齢

	30 歳未満	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60 歳以上	不明	合計
人数	72	63	63	41	22	67	328
割合(%)	22.0	19.2	19.2	12.5	6.7	20.4	100.0

(注)虐待者が特定できなかった 44 件を除く 256 件の事例を集計。

イ. 職種(表 24)

「介護職」が 82.6%、「管理職」が 5.8%、「施設長」が 3.4%、「看護職」が 3.0%などであった。

表 24 虐待者の職種

	介護職	(内訳)			看護職	管理職	施設長
		介護福祉士	介護福祉士 以外	資格不明			
人数	271	(71)	(91)	(109)	10	19	11
割合(%)	82.6	(21.7)	(27.7)	(33.2)	3.0	5.8	3.4

(続き)

	経営者・開設者	その他	不明	合計
人数	4	11	2	328
割合(%)	1.2	3.4	0.6	100.0

(注)虐待者が特定できなかった 44 件を除く 256 件の事例を集計。

ウ. 性別(表 25)

「男性」が 59.3%、「女性」が 40.7%であった。

表 25 虐待者の性別

男性	女性	不明	合計
192 人 (59.3%)	132 人 (40.7%)	4 人(一)	328 人 (100.0%)

(注)虐待者が特定できなかった 44 件を除く 256 件の事例を集計。割合は、不明 4 人を除いた 324 人に対するもの

(6) 虐待の事実が認められた事例への対応状況(表 26～表 28)

市町村又は都道府県が、虐待の事実を認めた事例 305 件(25 年度に虐待と認定して 26 年度に対応した 5 件を含む。)について行った対応は次のとおりである。

市町村又は都道府県による指導等(複数回答)は、「施設等に対する指導」が 225 件、「改善計画提出依頼」が 196 件、「従事者への注意・指導」が 137 件であった。

表 26 市町村による指導等(複数回答)

市町村又は都道府県による指導等 (複数回答)	施設等に対する指導	225 件
	改善計画提出依頼	196 件
	従事者への注意・指導	137 件

※ 一つの虐待事案に対して、市町村及び都道府県が同種の指導等を行った場合は、重複して計上している。

市町村又は都道府県が、介護保険法又は老人福祉法の規定による権限の行使として実施したものは、「報告徴収、質問、立入検査」が 173 件、人員、設備及び運営に関する基準等が遵守されていないことに伴う「改善勧告」が 32 件、「指定の効力停止」が 2 件であった。

表 27 介護保険法等の規定による権限の行使(複数回答)

介護保険法又は老人福祉法の規定による権限の行使(都道府県又は市町村) (複数回答)	報告徴収、質問、立入検査	173 件
	改善勧告	32 件
	改善勧告に従わない場合の公表	0 件
	改善命令	0 件
	指定の効力停止	2 件
	指定の取消	0 件

※ 一つの虐待事案に対し、次の場合には、複数計上している。

- ① 介護保険法及び老人福祉法の規定による権限を行使
- ② 複数の権限等を行使した場合(報告徴収等、改善勧告、公表、命令、停止、取消)
- ③ 市町村及び都道府県が同種の権限行使を行った場合

当該施設等における改善措置(複数回答)としては、市町村又は都道府県への「改善計画の提出」が 196 件、「勧告等への対応」が 31 件であった。

表 28 当該施設等における改善措置(複数回答)

当該施設等における改善措置(複数回答)	施設等から改善計画の提出	196 件
	市町村による改善計画提出依頼、一般指導等を受けての改善	(98 件)
	報告徴収等に対する改善	(98 件)
	勧告等への対応	31 件
	その他	22 件

2. 養護者による高齢者虐待についての対応状況等

(1) 相談・通報対応件数(表 29、表 30)

平成 26 年度に全国の 1,741 市町村(特別区を含む。)で受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、25,791 件であった。平成 25 年度は、25,310 件であり、481 件(1.9%)増加した。

表 29 相談・通報件数

	26 年度	25 年度	増減
件数	25,791	25,310	481(1.9%)

表 30 都道府県別にみた養護者による高齢者虐待に関する市町村への通報件数(平成 26 年度内)

北海道	868	東京都	2,959	滋賀県	515	香川県	206
青森県	285	神奈川県	1,324	京都府	777	愛媛県	261
岩手県	243	新潟県	825	大阪府	2,526	高知県	191
宮城県	551	富山県	317	兵庫県	1,409	福岡県	747
秋田県	205	石川県	354	奈良県	235	佐賀県	136
山形県	278	福井県	228	和歌山県	228	長崎県	252
福島県	360	山梨県	225	鳥取県	118	熊本県	333
茨城県	416	長野県	565	島根県	175	大分県	173
栃木県	309	岐阜県	325	岡山県	366	宮崎県	198
群馬県	236	静岡県	681	広島県	614	鹿児島県	195
埼玉県	1,211	愛知県	1,251	山口県	284	沖縄県	264
千葉県	1,146	三重県	367	徳島県	59	合計	25,791

(2) 相談・通報者(表 31)

相談・通報者の内訳は、相談・通報者の合計 28,745 人に対して、「介護支援専門員」が 30.0%と最も多く、次いで「警察」が 15.2%、「家族・親族」が 10.4%、「被虐待高齢者本人」が 9.0%、「当該市町村行政職員」が 6.8%、「介護保険事業所職員」が 6.3%であった。

※ 1 件の事例に対し複数の者から相談・通報が寄せられるケースがあるため、合計人数は相談・通報件数 25,791 件と一致しない。

表 31 相談・通報者(複数回答)

	介護支援専門員	介護保険事業所職員	医療機関従事者	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者本人	当該市町村行政職員	警察	その他	不明(匿名を含む)	合計
人数	8,637	1,824	1,489	1,325	1,210	2,573	2,982	497	1,953	4,382	1,824	49	28,745
割合(%)	30.0	6.3	5.2	4.6	4.2	9.0	10.4	1.7	6.8	15.2	6.3	0.2	100.0

(3) 事実確認の状況(表 32～表 34)

「事実確認調査を行った事例」が 96.9%、「事実確認調査を行わなかった事例」が 3.1%であった。事実確認調査を行った事例のうち、法第 11 条に基づく「立入調査により調査を行った事例」は 0.7%であり、「訪問調査を行った事例」が 65.6%、「関係者からの情報収集のみで調査を行った事例」が 30.6%であった。事実確認調査を行わなかった事例の内訳は、「相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例」が 1.9%、「後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の可否を検討中の事例」が 1.1%である。

なお、相談・通報の受理から事実確認開始までの期間の中央値は、回答のあった 10,421 件では 0 日(即日)であり、相談・通報の受理から虐待確認までの期間の中央値は、回答のあった 4,727 件では 1 日(翌日)であった。

表 32 相談・通報に関する事実確認の状況

	件数	(うち平成 26 年度 内に通報・相談)	(うち平成 25 年度 以前に通報・相談)	割合 (%)
事実確認調査を行った事例	26,011	(24,972)	(1,039)	96.9
立入調査以外の方法により調査を行った事例	25,823	(24,797)	(1,026)	(96.2)
訪問調査を行った事例	17,600	(16,847)	(753)	[65.6]
関係者からの情報収集のみで調査を行った事例	8,223	(7,950)	(273)	[30.6]
立入調査により調査を行った事例	188	(175)	(13)	(0.7)
警察が同行した事例	111	(106)	(5)	[0.4]
警察に援助要請したが同行はなかった事例	0	(0)	(0)	[0.0]
市町村が単独で実施した事例	77	(69)	(8)	[0.3]
事実確認調査を行わなかった事例	829	(819)	(10)	3.1
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	521	(515)	(6)	(1.9)
相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の可否を検討中の事例	308	(304)	(4)	(1.1)
合計	26,840	(25,791)	(1,049)	100.0

表 33 相談・通報の受理から事実確認開始までの期間

	0 日	1 日	2 日	3～6 日	7～13 日	14～20 日	21～27 日	28 日以上	合計
件数	5,772	1,240	530	1,183	812	315	189	380	10,421

中央値 0 日(即日)

表 34 相談・通報の受理から虐待確認までの期間

	0 日	1 日	2 日	3～6 日	7～13 日	14～20 日	21～27 日	28 日以上	合計
件数	2,211	521	245	583	434	217	152	364	4,727

中央値 1 日(翌日)

(4) 事実確認調査の結果(表 35、表 36)

事実確認の結果、市町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例(以下、「虐待判断事例」という。)の件数は、15,739 件であった。平成 25 年度は、15,731 件であり、8 件(0.1%)増加した。

表 35 事実確認調査の結果

	件数	割合(%)
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	15,739	60.5
虐待ではないと判断した事例	4,800	18.5
虐待の判断に至らなかった事例	5,472	21.0
合計	26,011	100.0

表 36 都道府県別にみた養護者による高齢者虐待の事実が認められた事例の件数(平成 26 年度内)

北海道	401	東京都	2,200	滋賀県	351	香川県	143
青森県	154	神奈川県	841	京都府	490	愛媛県	133
岩手県	135	新潟県	566	大阪府	1,446	高知県	84
宮城県	310	富山県	232	兵庫県	849	福岡県	409
秋田県	111	石川県	187	奈良県	116	佐賀県	75
山形県	183	福井県	119	和歌山県	121	長崎県	161
福島県	250	山梨県	117	鳥取県	76	熊本県	201
茨城県	225	長野県	351	島根県	101	大分県	90
栃木県	189	岐阜県	222	岡山県	255	宮崎県	90
群馬県	127	静岡県	438	広島県	395	鹿児島県	106
埼玉県	608	愛知県	923	山口県	114	沖縄県	142
千葉県	663	三重県	214	徳島県	25	合計	15,739

(5) 虐待の発生要因(表 37)

最も回答が多い要因は「虐待者の介護疲れ・介護ストレス」の 23.4%、「虐待者の障害・疾病」の 22.2%、「家庭における経済的困窮(経済的問題)」の 16.1%、「虐待者の性格や人格(に基づく言動)」の 12.6%、「被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係」の 12.5%、の順であった。

表 37 虐待の発生要因(複数回答)

要 因	件数	割合(%)
虐待者の介護疲れ・介護ストレス	1,334	23.4
虐待者の障害・疾病	1,265	22.2
家庭における経済的困窮(経済的問題)	920	16.1
虐待者の性格や人格(に基づく言動)	721	12.6
被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	712	12.5
被虐待者の認知症の症状	700	12.3
虐待者の飲酒の影響	377	6.6
虐待者の知識や情報の不足	351	6.2
虐待者の精神状態が安定していない	262	4.6
被虐待者本人の性格や人格(に基づく言動)	243	4.3
虐待者の介護力の低下や不足	168	2.9
被虐待者の精神障害(疑い含む)、高次脳機能障害、知的障害、認知機能の低下	162	2.8
虐待者の理解力の不足や低下	141	2.5
被虐待者のその他の身体的自立度の低さ	140	2.5
家庭における養護者の他家族(虐待者以外)との関係の悪さほか家族関係の問題	138	2.4

要 因	件数	割合(%)
虐待者側のその他の要因	53	0.9
被虐待者側のその他の要因	35	0.6
(虐待者以外の)配偶者や家族・親族の無関心、無理解、非協力	35	0.6
家庭に関するその他の要因	27	0.5
虐待者の外部サービス利用への抵抗感	25	0.4
被虐待者への排泄介助の困難さ	23	0.4
虐待者のギャンブル依存	21	0.4
ケアサービスの不足・ミスマッチ等のマネジメントの問題	17	0.3
家庭内の経済的利害関係(財産、相続)	12	0.2
被虐待者が外部サービスの利用に抵抗感がある	6	0.1

(注) 回答のあった 5,706 の事例を集計。

以下、虐待判断事例件数 15,739 件を対象に、虐待の種別、被虐待高齢者の状況及び虐待への対応策等について集計を行った。

なお、1 件の事例に対し、被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断事例件数 15,739 件に対し、被虐待高齢者の総数は 16,156 人であった。

(6) 虐待の内容

ア. 虐待の種別(表 38)

「身体的虐待」が 66.9%と最も多く、次いで「心理的虐待」が 42.1%、「介護等放棄」が 22.1%、「経済的虐待」が 20.9%、「性的虐待」が 0.5%であった。

※ 1 人の被虐待者に対し、複数の虐待の種別がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待高齢者の総数 16,156 人と一致しない。

表 38 虐待の種別(複数回答)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
人数	10,805	3,570	6,798	87	3,375
割合(%)	66.9	22.1	42.1	0.5	20.9

(注) 割合は、被虐待高齢者の総数 16,156 人に対するもの。

【参考】 虐待の具体的内容(主なもの)

種別	内容
身体的虐待	暴力的行為
	強制的行為・乱暴な扱い
	身体拘束
	威嚇
介護等放棄	希望・必要とする医療サービスの制限
	希望・必要とする介護サービスの制限
	生活援助全般を行わない
	水分・食事摂取の放任
	入浴介助放棄
	排泄介助放棄
	劣悪な住環境で生活させる
	介護者が不在の場合がある

心理的虐待	暴言・威圧・侮辱・脅迫
	無視・訴えの否定や拒否
	嫌がらせ
性的虐待	性行為の強要・性的暴力
	介護に係る性的羞恥心を喚起する行為の強要
	介護行為に関係しない性的嫌がらせ
経済的虐待	年金取り上げ
	預貯金の取り上げ
	不動産・利子・配当等収入の取り上げ
	必要な費用の不払い
	日常的な金銭を渡さない・使わせない
	預貯金・カード等の不当な使い込み
	預貯金・カード等の不当な支払強要
	不動産・有価証券などの無断売却

イ. 虐待の程度(深刻度)(表 39)

5段階評価で、「3-生命・身体・生活に著しい影響」が 33.6%と最も多く、次いで「1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等」が 31.3%であった。一方、最も重い「5-生命・身体・生活に関する重大な危険」は 8.6%を占めた。

表 39 虐待の程度(深刻度)

虐待の程度(深刻度)	人数	割合(%)
1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等	5,059	31.3
2	3,036	18.8
3-生命・身体・生活に著しい影響	5,433	33.6
4	1,232	7.6
5-生命・身体・生活に関する重大な危険	1,396	8.6
合計	16,156	100.0

(7)被虐待高齢者の状況

ア. 性別及び年齢(表 40、表 41)

性別では「女性」が 77.4%、「男性」が 22.6%と、「女性」が全体の 8 割弱を占めていた。年齢階級別では「80～84 歳」が 23.8%と最も多かった。

表 40 被虐待高齢者の性別

男性	女性	合計
3,658 人 (22.6%)	12,498 人 (77.4%)	16,156 人 (100.0%)

(参考) 介護を要する者の性別 ※対 10 万人

男性	女性	合計
34,259 人 (34.3%)	65,741 人 (65.7%)	100,000 人 (100.0%)

(資料)平成 25 年国民生活基礎調査(介護票)中の介護を要する者の数

表 41 被虐待高齢者の年齢

	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85～89 歳	90 歳以上	不明	合計
人数	1,695	2,518	3,410	3,851	2,879	1,762	41	16,156
割合(%)	10.5	15.6	21.1	23.8	17.8	10.9	0.3	100.0

イ. 被虐待高齢者の要介護認定の状況(表 42)

被虐待高齢者 16,156 人のうち、10,837 人(67.1%)の者が、介護保険の利用申請を行い、「認定済み」の者であった。

表 42 被虐待高齢者の要介護認定の状況

	人数	割合(%)
要介護認定 未申請	4,402	27.2
要介護認定 申請中	465	2.9
要介護認定 済み	10,837	67.1
要介護認定 非該当(自立)	408	2.5
不明	44	0.3
合計	16,156	100.0

ウ. 要介護認定者の被虐待高齢者の状況(表 43～表 50)

要介護認定者 10,837 人における要介護状態区分は、「要介護 1」が 22.1%と最も多く、次いで「要介護 2」が 22.0%、「要介護 3」が 18.0%の順であった。また、要介護認定者における認知症日常生活自立度Ⅱ以上の者は 69.9%(被虐待高齢者全体(16,156 人)の 46.9%)、「要介護認定者の障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)A以上」の者は 70.1%であった。

表 43 要介護認定者の要介護状態区分

	人数	割合(%)
要支援 1	786	7.3
〃 2	956	8.8
要介護 1	2,393	22.1
〃 2	2,387	22.0
〃 3	1,954	18.0
〃 4	1,438	13.3
〃 5	890	8.2
不明	33	0.3
合計	10,837	100.0
(再掲)要介護 3 以上	(4,282)	(39.5)

表 44 要介護認定者の認知症日常生活自立度

	人数	割合(%)
自立又は認知症なし	1,078	9.9
認知症日常生活自立度Ⅰ	2,001	18.5
〃 Ⅱ	3,591	33.1
〃 Ⅲ	2,701	24.9
〃 Ⅳ	790	7.3
〃 M	191	1.8
認知症はあるが自立度不明	300	2.8
認知症の有無が不明	185	1.7
合計	10,837	100.0
(再掲)自立度Ⅱ以上(※)	(7,573)	(69.9)

(注)「認知症はあるが自立度不明」には、「自立度Ⅱ以上」のほか、「自立度Ⅰ」が含まれている可能性がある。

(※)自立度Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、M、認知症はあるが自立度不明の人数の合計

表 45 要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)

	人数(人)	割合(%)
自立	427	3.9
日常生活自立度(寝たきり度) J	2,349	21.7
〃 A	4,250	39.2
〃 B	2,413	22.3
〃 C	931	8.6
不明	467	4.3
合計	10,837	100.0
日常生活自立度(寝たきり度) A以上(再掲)	(7,594)	(70.1)

表 46 要介護認定者の介護保険サービス利用状況

	人数(人)	割合(%)
介護サービスを受けている	8,680	80.1
過去受けていたが判断時点では受けていない	413	3.8
過去も含め受けていない	1,674	15.4
不明	70	0.6
合計	10,837	100.0

表 47 要介護認定者の被虐待高齢者が利用する(していた)介護保険サービスの種別(複数回答)

	介護サービスを受けている		過去受けていたが判断時点では受けていない		合計	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
訪問介護	2,807	32.3	97	23.5	2,904	31.9
訪問入浴介護	121	1.4	3	0.7	124	1.4
訪問看護	781	9.0	27	6.5	808	8.9
訪問リハビリテーション	152	1.8	3	0.7	155	1.7
居宅療養管理・訪問診療	85	1.0	2	0.5	87	1.0
デイサービス	5,340	61.5	202	48.9	5,542	60.9
デイケア(通所リハ)	794	9.1	36	8.7	830	9.1
福祉用具貸与等	1,265	14.6	41	9.9	1,306	14.4
住宅改修	31	0.4	15	3.6	46	0.5
グループホーム	37	0.4	8	1.9	45	0.5
小規模多機能	269	3.1	3	0.7	272	3.0
ショートステイ	1,453	16.7	32	7.7	1,485	16.3
老人保健施設	93	1.1	8	1.9	101	1.1
特別養護老人ホーム	57	0.7	4	1.0	61	0.7
有料老人ホーム・特定施設	15	0.2	3	0.7	18	0.2
介護療養型医療施設	11	0.1	1	0.2	12	0.1
複合型サービス	7	0.1	0	0.0	7	0.1
その他	41	0.5	2	0.5	43	0.5
詳細不明・特定不能	120	1.4	21	5.1	141	1.6

(注) 割合は、表 46 の介護サービスを受けている(8,680 人)、過去受けていたが判断時点では受けていない(413 人)に対するもの。複数回答のため、回答数の合計は、利用件数に一致しない。

表中の介護保険サービスは、虐待判断時点で被虐待高齢者が利用していたものであり、虐待が発生した介護保険サービスではない。

(8) 虐待を行った養護者(虐待者)の状況

ア. 虐待者との同居・別居の状況(表 48)

「虐待者とのみ同居」が 48.5%、「虐待者及び他家族と同居」が 38.3%と、86.8%が虐待者との同居であった。

表 48 虐待者との同居・別居の状況

	虐待者とのみ同居	虐待者及び他家族と同居	虐待者との別居	その他	不明	合計
人数	7,836	6,180	1,986	140	14	16,156
割合(%)	48.5	38.3	12.3	0.9	0.1	100.0

イ. 家族形態(表 49)

「未婚の子と同居」が 32.4%と最も多く、次いで「夫婦のみ世帯」19.9%、「子夫婦と同居」15.7%の順であった。

表 49 家族形態

	単独世帯	夫婦のみ世帯	未婚の子と同居	配偶者と離別・死別等した子と同居	子夫婦と同居	その他	不明	合計
人数	1,193	3,217	5,238	1,835	2,533	2,092	48	16,156
割合(%)	7.4	19.9	32.4	11.4	15.7	12.9	0.3	100.0

(注)「未婚の子」は配偶者がいたことのない子を指す。

ウ. 虐待者の続柄(表 50)

被虐待高齢者からみた虐待者の続柄は、「息子」が 40.3%と最も多く、次いで「夫」が 19.6%、「娘」が 17.1%の順であった。

なお、1件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例件数 15,739 件に対し虐待者人数は 17,456 人であった。

表 50 虐待者の被虐待高齢者との続柄

	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)	兄弟姉妹	孫	その他	不明	合計
人数	3,422	896	7,041	2,980	899	308	333	734	815	28	17,456
割合(%)	19.6	5.1	40.3	17.1	5.2	1.8	1.9	4.2	4.7	0.2	100.0

エ. 虐待者の年齢(表 51)

表 51 虐待者の年齢

	40歳未満	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合計
人数	1,560	3,389	4,006	1,579	1,465	1,256	1,274	1,057	480	130	1,260	17,456
割合(%)	8.9	19.4	22.9	9.0	8.4	7.2	7.3	6.1	2.7	0.7	7.2	100.0

(9) 虐待の事実が認められた事例への対応状況

ア. 分離の有無(表 52)

虐待への対応として、「被虐待高齢者の保護として虐待者からの分離を行った事例」が31.2%と、3割を超える事例で分離が行われていた。一方、「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」は50.4%、「虐待判断時点で既に分離状態の事例」は、8.0%であった。

※ 虐待への対応には、平成25年度の虐待判断事例のうち、平成26年度に入って対応を行ったものを含むため、合計人数は平成26年度の虐待判断事例における被虐待者16,156人と一致しない。

表 52 虐待への対応策としての分離の有無

	人数	割合(%)
被虐待高齢者の保護として虐待者からの分離を行った事例 (内訳表 53)	6,676	31.2
被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例 (内訳表 54)	10,781	50.4
現在対応について検討・調整中の事例	504	2.4
虐待判断時点で既に分離状態の事例	1,701	8.0
その他	1,731	8.1
合計	21,393	100.0

イ. 分離を行った事例の対応(表 53)

分離を行った事例における対応は、「契約による介護保険サービスの利用」が34.6%と最も多く、次いで「(上記以外の)すまい・施設等の利用」が17.6%、「医療機関への一時入院」が16.4%、「やむを得ない事由等による措置」が13.3%の順であった。「やむを得ない事由等による措置」を行った885人のうち536人(60.6%)において面会を制限する措置が行われていた。

表 53 分離を行った事例の対応の内訳

	人数	割合(%)
契約による介護保険サービスの利用	2,307	34.6
やむを得ない事由等による措置	885	13.3
うち、面会の制限を行った事例	(536)	(8.0)
緊急一時保護	717	10.7
医療機関への一時入院	1,092	16.4
上記以外のすまい・施設等の利用	1,172	17.6
虐待者を高齢者から分離(転居等)	454	6.8
その他	49	0.7
合計	6,676	100.0

ウ. 分離していない事例の対応の内訳(表 54)

分離していない事例における対応では、「養護者に対する助言・指導」が51.4%と最も多く、次いで「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が25.9%であった。

(※)「経過観察(見守り)」は、2,849件(26.4%)

表 54 分離していない事例(経過観察(見守り)を除く。)対応の内訳(複数回答)

	件数	割合(%)
養護者に対する助言・指導	5,544	51.4
既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	2,796	25.9
被虐待高齢者が新たに介護保険サービスを利用	849	7.9
被虐待高齢者が介護保険サービス以外のサービスを利用	668	6.2
養護者自身が介護負担軽減のための事業に参加	296	2.7
その他	1,691	15.7

(注) 割合は、分離していない事例における被虐待者 10,781 人に対するもの。

エ. 権利擁護に関する対応

権利擁護に関する対応として、成年後見制度及び日常生活自立支援事業の利用状況について把握した。成年後見制度については、「利用開始済み」が 752 人、「利用手続き中」が 486 人であり、これらを合わせた 1,238 人のうち、市町村長申立の事例は 719 人(58.1%)であった。

一方、「日常生活自立支援事業の利用」は 384 人であり、うち成年後見制度利用手続き中は 24 人であった。

(10) 虐待等による死亡事例

「介護している親族による、介護をめぐる発生した事件で、被介護者が 65 歳以上、かつ虐待等により死亡に至った事例」のうち、平成 26 年 4 月 1 日～27 年 3 月 31 日の間に発生し、市町村で把握している事例について情報提供を求めた。

ア. 事件形態、事件数及び被害者数

「養護者による被養護者の殺人」が 12 件 12 人、「養護者の介護等放棄(ネグレクト)による被養護者の致死」7 件 7 人、「養護者の虐待(ネグレクトを除く)による被養護者の致死」2 件 2 人、「心中」3 件 3 人、「その他」1 件 1 人であり、合わせて 25 件 25 人であった。

イ. 被害者、加害者の性別及び続柄

被害者の性別は「男性」7 人(28.0%)、「女性」18 人(72.0%)であった。年齢は、「80～84 歳」7 人(28.0%)、「70～74 歳」7 人(28.0%)、「75～79 歳」7 人(28.0%)、「85～89 歳」7 人(28.0%)、「90 歳以上」がそれぞれ 4 人(16.0%)、「65～69 歳」が 2 人(8.0%)であった。

加害者の性別は「男性」18 人(72.0%)、「女性」7 人(28.0%)であり、続柄は、多い順に「息子」11 人(44.0%)、「夫」7 人(28.0%)、「娘」5 人(20.0%)、「妻」2 人(8.0%)であった。

ウ. 被害者の介護保険サービスの利用状況(表 55)

被害者の介護保険サービスの利用状況は、「介護サービスを受けている」11 人(44.0%)、「過去に受けていたが事件時点では受けていない」3 人(12.0%)、「過去も含め受けていない」11 人(44.0%)であった。

表 55 介護保険サービス利用状況

	人数	割合(%)
介護サービスを受けている	11	44.0
過去に受けていたが事件時点では受けていない	3	12.0
過去も含め受けていない	11	44.0
不明	0	0.0
合計	25	100.0

3. 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について、平成 26 年度末の状況を調査した。全部で 14 の項目について回答を求め、その結果を表 56 に示す。

項目ごとの実施率をみると、「高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知」が 81.7%、「虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言」が 82.3%、「居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の擁護を図るための早期発見の取組や相談等」が 81.8%と、8割の市町村で実施されている一方、高齢者虐待防止ネットワークの構築のうち、行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組が 48.7%、介護保険サービス事業所等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組が 49.2%と半数程度に止まっており、市町村において今後特に積極的な取組が望まれる。

表 56 市町村における体制整備等に関する状況

(1,741 市町村、平成 26 年度末現在)

(上:市町村数、下:割合(%))

		実施済み	未実施	25 実施済み
広報・普及啓発	①高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知 (平成 26 年度中)	1,423 81.7	318 18.3	1,451 83.3
	②地域包括支援センター等の関係者へ的高齢者虐待に関する研修	1,321 75.9	420 24.1	1,354 77.8
	③高齢者虐待について、講演会や市町村広報紙等による、住民への啓発活動	1,135 65.2	606 34.8	1,131 65.0
	④居宅介護サービス事業者に法について周知	1,157 66.5	584 33.5	1,205 69.2
	⑤介護保険施設に法について周知	1,031 59.2	710 40.8	1,064 61.1
	⑥独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	1,101 63.2	640 36.8	1,093 62.8
ネットワーク構築	⑦民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	1,270 72.9	471 27.1	1,278 73.4
	⑧介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	857 49.2	884 50.8	871 50.0
	⑨行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	848 48.7	893 51.3	878 50.4
行政機関連携	⑩成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	1,380 79.3	361 20.7	1,346 77.3
	⑪法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議	994 57.1	747 42.9	979 56.2
	⑫老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整	1,190 68.4	551 31.6	1,171 67.3
相談・支援	⑬虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言	1,433 82.3	308 17.7	1,442 82.8
	⑭居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の擁護を図るための早期発見の取組や相談等	1,424 81.8	317 18.2	1,425 81.8

(参考) 実施状況について

広報・普及啓発	①対応窓口の周知 市町村や地域包括支援センター発行する広報誌やパンフレット、健康カレンダー、暮らしのガイドブックなどに掲載し、全戸配布、ホームページ、各種研修会、住民向けの教室・出前講座、民生委員会、など、地域の実情に応じ、様々な方法で周知
	②関係者の研修 地域ケア会議、関係機関ネットワーク会議、ケアマネジャー会議、民生委員、認知症サポーター養成、市民後見人養成研修など
	③住民への啓発活動 市町村や地域包括支援センター発行する広報誌やパンフレット、各種研修会、住民向けの教室・出前講座、ホームページなど、地域の実情に応じ、様々な方法で周知
	④居宅介護サービス事業者への法の周知 事業者を対象とした集団指導、権利擁護研修において周知
	⑤介護保険施設への法の周知 施設を対象とした集団指導、権利擁護研修において周知
	⑥対応マニュアル等の作成 独自のマニュアルやフロー図等を作成。作成後、居宅サービス事業所及び施設等へ周知
ネットワーク構築	⑦「早期発見・見守りネットワーク」の構築 民生委員や地域包括支援センター、ボランティア協力員、企業などと連携協力し、見守りを中心としたネットワークを構築。定期定期に開催(ネットワークの名称、開催頻度は市町村により様々)
	⑧「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築 ⑦の機能を備えたネットワークを構築
	⑨「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築 ⑦⑧の機能を備えたネットワークを構築、弁護士会・社会福祉士会と契約(高齢者虐待対応チーム)
行政機関連携	⑩成年後見制度の首長申立のための体制強化 相談機能の強化、関係組織との連携、成年後見制度利用促進事業の活用、市民後見人の育成、
	⑪警察署担当者との協議 虐待対応ネットワークに構成員として参加、担当者会議を定例開催、ケース毎に個別協議など
	⑫居室確保のための関係機関との調整 施設と協定締結、協力要請。担当者会議を開催
相談・支援	⑬虐待者(養護者)に対する相談、指導、助言 地域包括支援センターや介護支援専門員と連携・協力を得て実施。虐待発生した場合、必ず分離後、ケース会議を開催し、虐待者・被虐待者、家族等を交えて検討
	⑭居宅において必要な福祉・保健医療サービスを利用していない高齢者の早期発見の取組や相談等 例)市や地域包括支援センターの保健師等が訪問。民生委員、自治会長、在宅介護支援センター、見守り協定協力事業者などによる見守り活動を通じて把握。高齢者虐待相談員を配置し、専門相談に対応。

4. クロス集計等分析結果表等

調査項目間の関連を分析するために、クロス集計した分析表は、以下のとおりである。

(1) 養介護施設従事者等による高齢者虐待

表 57 入所系施設における被虐待高齢者の認知症の程度と虐待の種別関係

認知症高齢者の日常生活自立度		虐待種別				
		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
なし／自立／Ⅰ (n=22)	人数	9	1	13	2	2
	割合(%)	40.9	4.5	59.1	9.1	9.1
Ⅱ (n=71)	人数	36	12	37	5	4
	割合(%)	50.7	16.9	52.1	7.0	5.6
Ⅲ (n=147)	人数	106	17	58	3	6
	割合(%)	72.1	11.6	39.5	2.0	4.1
Ⅳ／Ⅲ (n=59)	人数	39	5	20	2	5
	割合(%)	66.1	8.5	33.9	3.4	8.5
合計 (N=299)	人数	190	35	128	12	17
	割合(%)	63.5	11.7	42.8	4.0	5.7

(注)「入所系施設」は、介護保険3施設、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、小規模多機能、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、短期入所施設、特定施設入居者生活介護をさす。虐待種別は複数回答形式で集計。認知症の有無が不明のケースを除く。

表 58 入所系施設における被虐待高齢者の要介護度と虐待の種別関係

要介護度			虐待種別				
			身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
要介護 1 以下 (n=20)	人数		8	3	9	0	3
	割合 (%)		40.0	15.0	45.0	0.0	15.0
要介護 2 (n=44)	人数		26	5	20	1	3
	割合 (%)		59.1	11.4	45.5	2.3	6.8
要介護 3 (n=119)	人数		76	9	46	3	6
	割合 (%)		63.9	7.6	38.7	2.5	5.0
要介護 4 (n=137)	人数		97	18	57	4	2
	割合 (%)		70.8	13.1	41.6	2.9	1.5
要介護 5 (n=113)	人数		81	10	36	7	5
	割合 (%)		71.7	8.8	31.9	6.2	4.4
合計 (N=433)	人数		288	45	168	15	19
	割合 (%)		66.5	10.4	38.8	3.5	4.4

(注)「入所系施設」は、介護保険3施設、グループホーム、小規模多機能、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、短期入所施設をさす。虐待種別は複数回答形式で集計。要介護度が不明のケース、及び施設等種別が「その他」のケースを除く。

表 59 入所系施設における被虐待高齢者の寝たきり度と虐待の種別の関係

寝たきり度			虐待種別				
			身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
	J 以下 (n=10)	人数	7	0	7	0	1
		割合 (%)	70.0	0.0	70.0	0.0	10.0
	A (n=96)	人数	54	11	44	4	6
		割合 (%)	56.3	11.5	45.8	4.2	6.3
	B (n=120)	人数	76	15	55	1	6
		割合 (%)	63.3	12.5	45.8	0.8	5.0
	C (n=57)	人数	42	8	15	5	4
		割合 (%)	73.7	14.0	26.3	8.8	7.0
合計 (N=283)		人数	179	34	121	10	17
		割合 (%)	63.3	12.0	42.8	3.5	6.0

(注)「入所系施設」は、介護保険3施設、グループホーム、小規模多機能、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、短期入所施設をさす。虐待種別は複数回答形式で集計。寝たきり度が不明のケース、及び施設等種別が「その他」のケースを除く。

表 60 施設種別ごとの虐待種別の関係

施設種別		虐待種別				
		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
介護保険3施設 (n=245)	人数	178	14	86	10	9
	割合(%)	72.7	5.7	35.1	4.1	3.7
GH・小規模多機能 (n=77)	人数	37	14	36	1	4
	割合(%)	48.1	18.2	46.8	1.3	5.2
その他入所系 (n=147)	人数	105	18	51	4	7
	割合(%)	71.4	12.2	34.7	2.7	4.8
居宅系 (n=116)	人数	108	2	102	3	3
	割合(%)	93.1	1.7	87.9	2.6	2.6
合計 (N=585)	人数	428	48	275	18	23
	割合(%)	73.2	8.2	47.0	3.1	3.9

(注)「その他入所系」は、有料老人ホーム、短期入所施設、特定施設入居者生活介護をさす。虐待種別は複数回答形式で集計。

表 61 虐待者の性別と介護従事者の性別の比較

		男性	女性	合計
本調査での虐待者	人数	192	132	324
	割合(%)	59.3	40.7	100.0
介護従事者	人数	4,386	15,604	19,990
	割合(%)	21.9	78.1	100.0

(注) 性別は「不明」を除く。「介護従事者」は、介護労働安定センター『平成26年度介護労働実態調査』による。

表 62 虐待者の男女別年齢と介護従事者の男女別年齢の比較

○本調査での虐待者

		年齢					
		～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60 歳以上	合計
男性	人数	54	50	28	19	6	157
	割合(%)	34.4	31.8	17.8	12.1	3.8	100.0
女性	人数	18	13	35	22	16	104
	割合(%)	17.3	12.5	33.7	21.2	15.4	100.0
合計	人数	72	63	63	41	22	261
	割合(%)	27.6%	24.1	24.1	15.7	8.4	100.0

(注) 年齢、性別は「不明」を除く。

○介護従事者

		年齢					
		～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60 歳以上	合計
男性	割合(%)	19.6	41.3	22.4	11.2	5.5	100.0
女性	割合(%)	8.7	20.7	29.1	29.1	12.4	100.0

(資料) 介護労働安定センター『平成 26 年度介護労働実態調査』 年齢、性別は「不明」を除く。

(2) 養護者による高齢者虐待

表 63 被虐待高齢者の要介護度と虐待の種別の関係

要介護度		虐待種別				
		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
要支援1 (n=786)	人数	532	84	424	5	165
	割合(%)	67.7	10.7	53.9	0.6	21.0
要支援2 (n=956)	人数	629	152	495	5	214
	割合(%)	65.8	15.9	51.8	0.5	22.4
要介護1 (n=2,393)	人数	1,592	503	1,035	7	525
	割合(%)	66.5	21.0	43.3	0.3	21.9
要介護2 (n=2,387)	人数	1,516	600	963	11	540
	割合(%)	63.5	25.1	40.3	0.5	22.6
要介護3 (n=1,954)	人数	1,284	619	678	7	380
	割合(%)	65.7	31.7	34.7	0.4	19.4
要介護4 (n=1,438)	人数	879	500	430	5	303
	割合(%)	61.1	34.8	29.9	0.3	21.1
要介護5 (n=890)	人数	515	332	210	4	210
	割合(%)	57.9	37.3	23.6	0.4	23.6
合計 (N=10,804)	人数	6,947	2,790	4,235	44	2,337
	割合(%)	64.3	25.8	39.2	0.4	21.6

(注) 要支援・要介護認定者から要介護度不明の 33 人を除く。虐待種別は複数回答形式で集計。

表 64 被虐待高齢者の要介護度と虐待の程度(深刻度)の関係

要介護度		虐待の程度(深刻度)					合計
		深刻度1	深刻度2	深刻度3	深刻度4	深刻度5	
要支援1	人数	293	141	234	54	64	786
	割合(%)	37.3	17.9	29.8	6.9	8.1	100.0
要支援2	人数	314	215	302	64	61	956
	割合(%)	32.8	22.5	31.6	6.7	6.4	100.0
要介護1	人数	800	468	788	178	159	2,393
	割合(%)	33.4	19.6	32.9	7.4	6.6	100.0
要介護2	人数	785	468	825	146	163	2,387
	割合(%)	32.9	19.6	34.6	6.1	6.8	100.0
要介護3	人数	577	378	674	171	154	1,954
	割合(%)	29.5	19.3	34.5	8.8	7.9	100.0
要介護4	人数	402	269	512	127	128	1,438
	割合(%)	28.0	18.7	35.6	8.8	8.9	100.0
要介護5	人数	232	136	333	88	101	890
	割合(%)	26.1	15.3	37.4	9.9	11.3	100.0
合計	人数	3,403	2,075	3,668	828	830	10,804
	割合(%)	31.5	19.2	34.0	7.7	7.7	100.0

(注) 要支援・要介護認定者から要介護度不明の 33 人を除く。

表 65 被虐待高齢者の認知症の程度と虐待種別の関係

認知症高齢者の日常生活自立度		虐待種別				
		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
介護保険未申請・申請中・自立 (n=5,275)	人数	3,805	767	2,531	43	1,025
	割合(%)	72.1	14.5	48.0	0.8	19.4
要介護認定済み／認知症なし・自立度Ⅰ (n=3,079)	人数	2,021	555	1,543	23	663
	割合(%)	65.6	18.0	50.1	0.7	21.5
認知症自立度Ⅱ (n=3,591)	人数	2,322	912	1,439	10	820
	割合(%)	64.7	25.4	40.1	0.3	22.8
認知症自立度Ⅲ以上 (n=3,682)	人数	2,343	1,194	1,081	10	732
	割合(%)	63.6	32.4	29.4	0.3	19.9
合計 (N=15,627)	人数	10,491	3,428	6,594	86	3,240
	割合(%)	67.1	21.9	42.2	0.6	20.7

(注) 介護保険申請状況、認知症の有無・程度が不明のケースを除く。虐待種別は複数回答形式で集計。

表 66 被虐待高齢者の認知症の程度と虐待の程度(深刻度)の関係

認知症高齢者の日常生活自立度		虐待の程度(深刻度)					合計
		深刻度1	深刻度2	深刻度3	深刻度4	深刻度5	
介護保険未申請・申請中・自立	人数	1,626	950	1,737	401	561	5,275
	割合(%)	30.8	18.0	32.9	7.6	10.6	100.0
要介護認定済み／認知症なし・自立度Ⅰ	人数	1,035	610	1,014	202	218	3,079
	割合(%)	33.6	19.8	32.9	6.6	7.1	100.0
認知症自立度Ⅱ	人数	1,170	712	1,173	276	260	3,591
	割合(%)	32.6	19.8	32.7	7.7	7.2	100.0

認知症自立度Ⅲ以上	人数 割合(%)	1,049 28.5	687 18.7	1,301 35.3	317 8.6	328 8.9	3,682 100.0
合計	人数 割合(%)	4,880 31.2	2,959 18.9	5,225 33.4	1,196 7.7	1,367 8.7	15,627 100.0

(注)要支援・要介護認定者から要介護度不明のケースを除く。

表 67 被虐待高齢者の寝たきり度と虐待種別の関係

障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）		虐待種別				
		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
自立（n=427）	人数	274	65	217	3	101
	割合(%)	64.2	15.2	50.8	0.7	23.7
J（n=2,349）	人数	1,613	382	1,082	12	502
	割合(%)	68.7	16.3	46.1	0.5	21.4
A（n=4,250）	人数	2,843	1,013	1,732	16	882
	割合(%)	66.9	23.8	40.8	0.4	20.8
B（n=2,413）	人数	1,475	809	820	12	527
	割合(%)	61.1	33.5	34.0	0.5	21.8
C(n=931)	人数	485	414	218	1	230
	割合(%)	52.1	44.5	23.4	0.1	24.7
合計（N=10,370）	人数	6,690	2,683	4,069	44	2,242
	割合(%)	64.5	25.9	39.2	0.4	21.6

(注)介護保険申請状況、寝たきり度が不明のケースを除く。

表 68 被虐待高齢者の寝たきり度と虐待の程度(深刻度)の関係

障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)		虐待の程度(深刻度)					合計
		深刻度1	深刻度2	深刻度3	深刻度4	深刻度5	
自立	人数	167	87	120	23	30	427
	割合(%)	39.1	20.4	28.1	5.4	7.0	100.0
J	人数	807	460	737	194	151	2,349
	割合(%)	34.4	19.6	31.4	8.3	6.4	100.0
A	人数	1,364	871	1,439	295	281	4,250
	割合(%)	32.1	20.5	33.9	6.9	6.6	100.0
B	人数	696	458	870	193	196	2,413
	割合(%)	28.8	19.0	36.1	8.0	8.1	100.0
C	人数	217	146	326	102	140	931
	割合(%)	23.3	15.7	35.0	11.0	15.0	100.0
合計	人数	3,251	2,022	3,492	807	798	10,370
	割合(%)	31.4	19.5	33.7	7.8	7.7	100.0

表 69 被虐待高齢者における介護保険サービスの利用状況と相談・通報者の関係

	介護支援 専門員	介護保険事 業所職員	医療機関 従事者	近隣住民 ・知人	民生委員	被虐待者 本人	家族・親族	虐待者 自身	当該市町村 行政職員	警察	その他
A 人数	4,556	880	410	334	282	519	709	166	479	743	535
割合(%)	52.5	10.1	4.7	3.8	3.2	6.0	8.2	1.9	5.5	8.6	6.2

B	人数	143	37	49	13	17	29	55	7	28	49	30
	割合(%)	34.6	9.0	11.9	3.1	4.1	7.0	13.3	1.7	6.8	11.9	7.3
C	人数	418	83	154	88	103	183	257	49	136	217	146
	割合(%)	25.0	5.0	9.2	5.3	6.2	10.9	15.4	2.9	8.1	13.0	8.7
合	人数	5,117	1,000	613	435	402	731	1,021	222	643	1,009	711
計	割合(%)	47.5	9.3	5.7	4.0	3.7	6.8	9.5	2.1	6.0	9.4	6.6

(注) A 介護サービスを受けている(n=8,680)、B 過去受けていたが判断時点では受けていない(n=413)、C 過去も含め受けていない(n=1,674)、合計 (N=10,767)

表 70 被虐待高齢者における介護保険サービスの利用状況と分離保護対応の関係

	分離保護対応					合計	
	被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	被虐待者と虐待者を分離していない事例	現在対応について検討・調整中の事例	虐待判断時点で既に分離状態の事例（別居、入院、入所等）	その他		
A	人数	2,739	4,896	214	645	186	8,680
	割合(%)	31.6	56.4	2.5	7.4	2.1	100.0
B	人数	150	158	16	77	12	413
	割合(%)	36.3	38.3	3.9	18.6	2.9	100.0
C	人数	620	810	39	179	26	1,674
	割合(%)	37.0	48.4	2.3	10.7	1.6	100.0
合計	人数	3,509	5,864	269	901	224	10,767
	割合(%)	32.6	54.5	2.5	8.4	2.1	100.0

(注) 上の表と同じ

表 71 被虐待高齢者の介護保険サービスの利用状況と虐待の深刻度の関係

介護保険サービスの利用			虐待の深刻度					合計
			深刻度1	深刻度2	深刻度3	深刻度4	深刻度5	
	介護サービスを受けている	人数	2,732	1,719	2,970	644	615	8,680
		割合(%)	31.5	19.8	34.2	7.4	7.1	100.0%
	過去受けていたが判断時点では受けていない	人数	122	56	144	39	52	413
		割合(%)	29.5	13.6	34.9	9.4	12.6	100.0%
	過去も含め受けていない	人数	531	295	548	143	157	1,674
		割合(%)	31.7	17.6	32.7	8.5	9.4	100.0%
合計		人数	3,385	2,070	3,662	826	824	10,767
		割合(%)	31.4%	19.2	34.0	7.7	7.7	100.0

(注) 要支援・要介護認定者のうち、介護保険サービスの利用状況が不明なケースを除く

表 72 虐待者の続柄と同居・別居の関係

虐待者続柄		同居・別居の関係					合計
		虐待者とのみ同居	虐待者及び他家族と同居	虐待者と別居	その他	不明	
夫	人数	2,395	839	55	10	2	3,301
	割合(%)	72.6	25.4	1.7	0.3	0.1	100.0
妻	人数	508	234	20	4	0	766
	割合(%)	66.3	30.5	2.6	0.5	0.0	100.0
息子	人数	3,111	2,241	883	41	7	6,283
	割合(%)	49.5	35.7	14.1	0.7	0.1	100.0
娘	人数	968	1,125	417	13	1	2,524
	割合(%)	38.4	44.6	16.5	0.5	0.0	100.0

息子の配偶者 (嫁)	人数	37	450	42	0	0	529
	割合(%)	7.0	85.1	7.9	0.0	0.0	100.0
娘の配偶者 (婿)	人数	13	159	17	1	0	190
	割合(%)	6.8	83.7	8.9	0.5	0.0	100.0
兄弟姉妹	人数	122	67	70	2	1	262
	割合(%)	46.6	25.6	26.7	0.8	0.4	100.0
孫	人数	101	320	70	5	0	496
	割合(%)	20.4	64.5	14.1	1.0	0.0	100.0
その他	人数	236	123	225	26	0	610
	割合(%)	38.7	20.2	36.9	4.3	0.0	100.0
不明	人数	1	10	6	0	2	19
	割合(%)	5.3	52.6	31.6	0.0	10.5	100.0
複数虐待者	人数	344	612	181	38	1	1,176
	割合(%)	29.3	52.0	15.4	3.2	0.1	100.0
合計	人数	7,836	6,180	1,986	140	14	16,156
	割合(%)	48.5	38.3	12.3	0.9	0.1	100.0

(注) 虐待者の続柄は、被虐待高齢者からみたものであり、被虐待高齢者 1 人に対して虐待者が複数いる場合は、「複数虐待者」とした。

表 73 虐待者の続柄と年齢の関係

虐待者続柄		虐待者の年齢						
		40 歳未満	40-49 歳	50-59 歳	60-64 歳	65-69 歳	70-74 歳	75-79 歳
夫	人数	1	3	21	62	336	680	903
	割合(%)	0.0	0.1	0.6	1.8	9.8	19.9	26.4
妻	人数	3	9	39	65	137	209	196
	割合(%)	0.3	1.0	4.4	7.3	15.3	23.3	21.9
息子	人数	591	2,058	2,455	835	510	100	23
	割合(%)	8.4	29.2	34.9	11.9	7.2	1.4	0.3
娘	人数	218	919	991	333	186	50	11
	割合(%)	7.3	30.8	33.3	11.2	6.2	1.7	0.4
その他	人数	747	400	500	284	296	217	141
	割合(%)	24.0	12.8	16.0	9.1	9.5	7.0	4.5
合計	人数	1,560	3,389	4,006	1,579	1,465	1,256	1,274
	割合(%)	8.9	19.4	22.9	9.0	8.4	7.2	7.3

虐待者続柄		虐待者の年齢				合計
		80-84 歳	85-89 歳	90 歳以上	不明	
夫	人数	809	402	113	92	3,422
	割合(%)	23.6	11.7	3.3	2.7	100.0
妻	人数	150	44	6	38	896
	割合(%)	16.7	4.9	0.7	4.2	100.0
息子	人数	2	1	0	466	7,041
	割合(%)	0.0	0.0	0.0	6.6	100.0
娘	人数	2	0	0	270	2,980
	割合(%)	0.1	0.0	0.0	9.1	100.0
その他	人数	94	33	11	394	3,117
	割合(%)	3.0	1.1	0.4	12.6	100.0

合計	人数	1,057	480	130	1,260	17,456
	割合(%)	6.1	2.7	0.7	7.2	100.0

(注)「その他」は、息子の配偶者(嫁)、娘の配偶者(婿)、兄弟姉妹、孫、その他、不明の合計。

(3) 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等と相談・通報件数及び虐待判断件数との関係

①取組項目分類

14 項目の取組項目について、関連性の高い3グループに分類。

表 74 取組項目の分類

グループ	取組項目
体制・施策強化	虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言 成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化 セルフネグレクト状態にある高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等 老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整 高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知(調査対象年度中) 独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成 法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議 高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動
ネットワーク	介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組 行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組 民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組
周知・啓発・教育	居宅介護サービス事業者に法について周知 介護保険施設に法について周知 地域包括支援センター等の関係者へ的高齢者虐待に関する研修

②取組状況による市町村の分類

①で分類した類似の取組項目の 3 グループごとに、その取組項目が行われている数の平均以上または平均以下の組合せにより、次の 8 つのグループに分類した。

G1: 取組項目の 3 グループのすべてが平均以下のグループ

G2: 取組項目の 3 グループのうち、「体制・施策強化」、「ネットワーク」が平均以下で、「周知・啓発・教育」が平均以上のグループ

G3: 取組項目の 3 グループのうち、「体制・施策強化」、「周知・啓発・教育」が平均以下で、「ネットワーク」が平均以上のグループ

G4: 取組項目の 3 グループのうち、「体制・施策強化」が平均以下で、「ネットワーク」、「周知・啓発・教育」が平均以上のグループ

G5: 取組項目の 3 グループのうち、「体制・施策強化」が平均以上で、「ネットワーク」、「周知・啓発・教育」が平均以下のグループ

G6: 取組項目の 3 グループのうち、「体制・施策強化」、「周知・啓発・教育」が平均以上で、「ネットワーク」が平均以下のグループ

G7: 取組項目の 3 グループのうち、「体制・施策強化」、「ネットワーク」が平均以上で、「周知・啓発・教育」が平均以下のグループ

G8: 取組項目の 3 グループのすべてが平均以上のグループ

表 75 取組状況による市町村分類

取組状況による市町村分類	市町村数	構成比(%)	因子ごとの取組数			市町村の概況		
			体制・施策強化	ネットワーク	周知・啓発・教育	人口(平均値)	高齢化率(平均値)(%)	地域包括あたり高齢者人口(平均値)
G1(すべて平均以下)	369	21.2	▼	▼	▼	23,035.7 人	33.6	5,285.8 人
G2	146	8.4	▼	▼	△	31,241.6 人	32.6	5,414.9 人
G3	113	6.5	▼	△	▼	19,054.1 人	33.6	5,085.3 人
G4	86	4.9	▼	△	△	34,117.9 人	32.8	4,504.0 人
G5	117	6.7	△	▼	▼	72,334.3 人	29.4	8,447.2 人
G6	197	11.3	△	▼	△	105,338.5 人	29.1	8,944.6 人
G7	144	8.3	△	△	▼	68,855.6 人	29.0	7,710.1 人
G8(すべて平均以上)	569	32.7	△	△	△	125,140.0 人	30.4	9,129.6 人

(注) △はグループの取組項目が市町村全体の平均以上、▼はグループの取組項目が市町村全体の平均以下をさす。

③取組の 8 グループと相談・通報件数の関係

取組の 8 グループごとに、高齢者人口比当たりの相談・通報件数がなし、件数中央値未満、件数中央値以上の関係を分析。

表 76 8 グループにおける相談・通報件数の状況

取組状況による市町村分類		相談・通報件数の分布			合計
		通報なし	通報あり・件数中央値未満	通報あり・件数中央値以上	
G1	市町村数	148	106	115	369
	割合(%)	40.1	28.7	31.2	100.0
G2	市町村数	51	42	53	146
	割合(%)	34.9	28.8	36.3	100.0
G3	市町村数	46	31	36	113
	割合(%)	40.7	27.4	31.9	100.0
G4	市町村数	37	18	31	86
	割合(%)	43.0	20.9	36.0	100.0
G5	市町村数	10	36	71	117
	割合(%)	8.5	30.8	60.7	100.0
G6	市町村数	16	65	116	197
	割合(%)	8.1	33.0	58.9	100.0
G7	市町村数	16	35	93	144
	割合(%)	11.1	24.3	64.6	100.0
G8	市町村数	48	165	356	569
	割合(%)	8.4	29.0	62.6	100.0
合計	市町村数	372	498	871	1,741
	割合(%)	21.4	28.6	50.0	100.0

④取組の 8 グループと虐待判断件数の関係

取組の 8 グループごとに、高齢者人口比当たりの虐待判断件数がなし、件数中央値未満、件数中央値以上の関係を分析

表 77 8 グループにおける虐待判断件数の状況

取組状況による 市町村分類		虐待判断件数の分布			合計
		虐待なし	虐待あり・件数 中央値未満	虐待あり・件数中 央値以上	
G1	市町村数	192	63	114	369
	割合(%)	52.0	17.1	30.9	100.0
G2	市町村数	65	29	52	146
	割合(%)	44.5	19.9	35.6	100.0
G3	市町村数	54	24	35	113
	割合(%)	47.8	21.2	31.0	100.0
G4	市町村数	43	13	30	86
	割合(%)	50.0	15.1	34.9	100.0
G5	市町村数	18	33	66	117
	割合(%)	15.4	28.2	56.4	100.0
G6	市町村数	35	52	110	197
	割合(%)	17.8	26.4	55.8	100.0
G7	市町村数	20	37	87	144
	割合(%)	13.9	25.7	60.4	100.0
G8	市町村数	69	124	376	569
	割合(%)	12.1	21.8	66.1	100.0
合計	市町村数	496	375	870	1,741
	割合(%)	28.5	21.5	50.0	100.0